

奨学給付金制度について

1 制度の概要

授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯を対象に、奨学のための給付金を支給する「高等学校等奨学給付金」の制度があります。(給付金は返済の必要がありません)

奨学給付金は該当者が限られるため、7月上旬に該当と思われる世帯向けに申請書を配付します。

2 支給要件：支給年の7月1日現在、次のすべての要件に該当する世帯

- ① 保護者(親権者)全員の県民税所得割額と市町村民税所得割額が非課税(0円)の世帯(生活保護(生業扶助)受給世帯も含まれます。)
- ② 保護者(親権者)が長崎県内に住所を有する世帯
- ③ 高等学校等(長崎県外を含む)に在学し、就学支援金の支給を受ける資格を有する高校生等がいる世帯

3 生徒1人当たりの支給額(年額)

- ① 生活保護法による生業扶助受給世帯の高校生等

国公立高校在籍生:32,300円

- ② ①を除く第1子の高校生等

国公立高校在籍生:117,100円

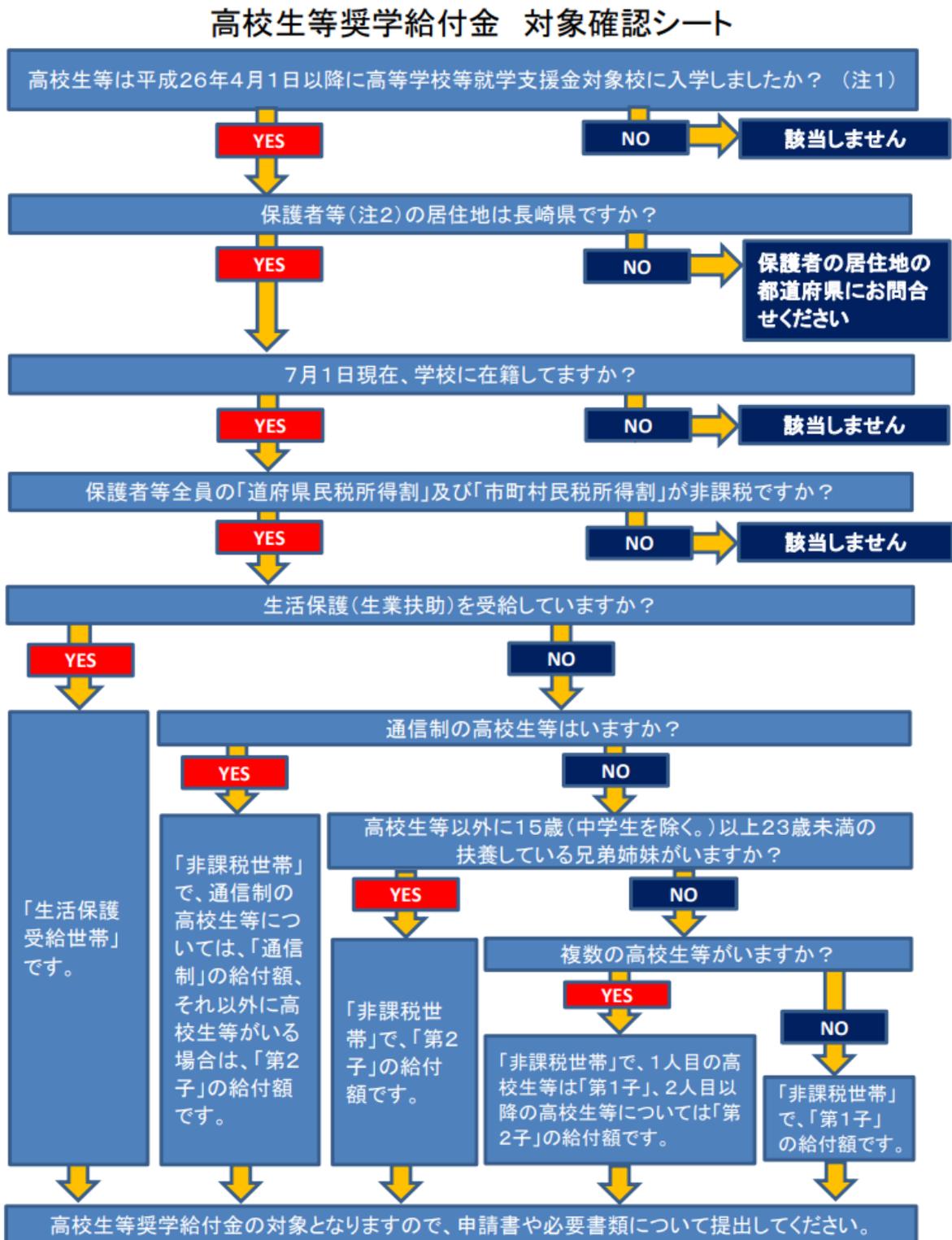
| ●子ども一人世帯 | |
|---|--|
|  【全日制等】(第1子) 国公立 117,100円 私立 137,600円 | |
|  【全日制等】(第1子) 国公立 117,100円 私立 137,600円 |  扶養されていない |

- ③ 7月1日現在、15歳以上23歳未満の子(中学生を除く)を二人以上扶養している世帯の第2子以降の高校生等(①を除く):143,700円

| ●多子世帯(※扶養されている15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯) | |
|---|--|
| ◎高校生等が2人いる世帯の場合 | |
|  【全日制等】(第1子) 国公立 117,100円 私立 137,600円 | 給付額の増額  【全日制等】(第2子以降) 国公立 143,700円 私立 152,000円 |
|  【通信制・専攻科】 国公立 50,500円 私立 52,100円 | 給付額の増額  【全日制等】(第2子以降) 国公立 143,700円 私立 152,000円 |

(注)通信制の高等学校等や高等学校等専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生がいる場合には、通信制・専攻科以外の高校生等については、給付額を増額し「第2子以降」の単価となる。

4 支給対象確認シート



5 支給までの大まかな流れ

| 期間 | 内容 |
|-------|---|
| 7月上旬 | 全世帯向け 「奨学給付金制度」のお知らせ配付 |
| 7月上旬 | 奨学給付金支給対象の可能性のある世帯へ申請書の配付 |
| 7月中旬 | 申請書提出 |
| 10月下旬 | 県より直接口座振込。 未納金がある場合は、相殺されて振り込まれます。 ※ 不備があったり、未申告であったりした場合は、11月以降の振込となります。 |